

12月の市民相談のお知らせ(2025年12月1日~31日) ※日程等は変更になる場合があります。



		***	※口柱寺は友史にな			
В	曜	相談の種類	相談時間			
1	月	登記	午後1時~午後4時			
	[行政	午後1時~午後4時			
		外国人	午前8時半~午後5時			
		—				
		消費生活	午前9時~午後4時			
2	火	法 律	午前9時~午後3時半			
		労 働	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
3	水	交通事故	午前9時~午後4時			
O	3,	外国人	午前8時半~午後5時			
		—				
		消費生活	午前9時~午後4時			
4	木	法 律	午前9時~午後3時半			
		建築紛争	午前9時~正午			
		多重債務	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
5	金	不動産・空家	午後1時~午後4時			
J	717	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	: I			
		人権	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
6	土		閉 庁			
7	日		閉 庁			
8	水	外国人	午前8時半~午後5時			
_		消費生活	午前9時~午後4時			
9	火	法律	午前9時~午後3時半			
J		労 働	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
10	水	税 務	午前9時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
11	木	法律	午前9時~午後3時半			
٠.		外国人	午前8時半~午後5時			
		—	1.55 = 5			
		消費生活	午前9時~午後4時			
12	金	暮らしの法務	午後1時~午後4時			
		人 権	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
13	土		閉 庁			
14			閉 庁			
15	月	登 記	午後1時~午後4時			
-		行 政	午後1時~午後4時			
		外国人	午前8時半~午後5時			
		/: - / ·	1 1			
10		消費生活	午前9時~午後4時			
16	火	法 律	午前9時~午後3時半			
		労 働	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			
17	水	交通事故	午前9時~午後4時			
	```	外国人	午前8時半~午後5時			
		—	; I			
, -		消費生活	午前9時~午後4時			
18	木	法 律	午前9時~午後3時半			
		建築紛争	午後1時~午後4時			
		多重債務	午後1時~午後4時			
		外国人	午前8時半~午後5時			
		—	1 100 - 01 121 - 0			
40	H	消費生活	午前9時~午後4時			
19	金	人権	午後1時~午後4時			
		外 国 人	午前8時半~午後5時			
		消費生活	午前9時~午後4時			

	曜	相談の種類	相談時間				
20	土		閉	庁			
21			閉	庁			
22	月	不動産・空家	午後1時~午後4時				
		外 国 人	午前8時半~午後5時				
		消費生活		午前9時~午後4時			
23	火	法 律	午前9時~午後3時半				
		労 働	午後1時~午後4時				
		外 国 人		午前8時半~午後5時			
		消費生活		午前9時~午後4時			
24	水	税 務	午前9時~午後4時				
		外 国 人		午前8時半~午後5時			
		消費生活		午前9時~午後4時			
25	木	法 律	午前9時~午後3時半				
		外 国 人	午前8時半~午後5時				
		消費生活	午前9時~午後4時				
26	金	分譲マンション管理	午後1時~午後4時				
		人 権	午後1時~午後4時				
		外 国 人	午前8時半~午後5時				
		消費生活		午前9時~午後4時			
27	土		閉	庁			
28			閉	庁			
29	月		閉	庁			
30	火		閉	庁			
31	水		閉	庁			

※市民相談はすべて無料です。

一般相談と市政相談は毎日行っております。

※相談窓口が混み合っている場合、お待ち頂くことがございます。

※相談は正午から午後1時を除きます。

※一般相談の面談受付時間は<u>午前8時30分から11時30分まで、</u> <u>午後1時から4時30分まで</u>となります。

※外国人相談の面談受付時間は<u>午前8時30分から11時30分まで、</u> <u>午後1時から4時まで</u>となります。

## 【予約・問い合わせ先】

市民相談室 0466-50-3568(直通) 消費生活センター 0466-50-3573(直通)

法律相談、登記相談、税務相談、交通事故相談、暮らしの法務相談、建築紛争相談、多重債務相談、不動産・空家相談、分譲マンション管理相談、労働相談は**予約**が必要です。



## 令和7年度市民相談のお知らせ

市民相談情報課では市民生活全般にかかわる相談に応じており、また相談の内容によっては弁護士など専門の相談員 による特別相談も実施しております。相談者のプライバシーは厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。一般相 談、消費生活相談、外国人相談については、電話でも相談をお受けいたします。相談は市内在住の方に限らせていただ きますが、労働相談、消費生活相談については在勤・在学の方の相談にも応じます。

相談名	相談内容	相談日	相談時間	相談員	予約開始日
市政相談一般相談	市政・市民生活に関する一般的な相談	毎週月〜金曜日	午前8時30分~ 午後5時 (面談受付: 午前は11時30分まで 午後は4時30分まで)	市民生活相談員	予約不要
法 律 相 談 ( 予 約 制 )	民事上の問題等についての弁護士との相談	毎週火・木曜日	午前9時~午後3時半	弁護士	相談日の13日前
交 通 事 故 相 談 ( 予 約 制 )	交通事故が起きたとき、または事前に知識を 得たいときの相談	第1•第3水曜日	午前9時~午後4時	専任相談員	随時
外国人相談	市政のことや日常生活での困りごと等につい てスペイン語・ポルトガル語による相談	毎週月~金曜日	午前8時30分~ 午後5時 (面談受付: 午前は11時30分まで 午後は4時まで)	専任相談員	予約不要
	湘南台文化センター内(面談による相談のみ 実施)	毎週月・火・金曜日			
登 記 相 談 ( 予 約 制 )	登記手続きについての相談	第1・第3 月曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時~4時	司法書士	相談日の13日前
税 務 相 談 ( 予 約 制 )	所得税・相続税・贈与税などの国税について 第2・第4 水曜E の相談 (祝日の場合は変更を		午前9時~4時	税理士	相談日の13日前
暮らしの法務 相談(予約制)			午後1時~4時	行政書士	相談日の30日前
建 築 紛 争相 談	中高層建築物等の建築に係る紛争の調整のための相談・あっせん	第1木曜日	午前9時~正午	·専任相談員	随時
(予約制)		第3木曜日	午後1時~4時	THE RESERVENCE	
多重債務相談 (予約制)			午後1時~4時	弁護士	相談日の13日前
分譲マンション 管理相談 ( 予 約 制 )	管理組合の規約の改正、建物の大規模修繕、 長期修繕計画、日常生活のトラブルなどの分 譲マンションに関する相談	第4 金曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時~4時	マンション管理士	相談日の30日前
不動産・空家相談 (予約制)			午後1時~4時	宅地建物取引士	相談日の14日前
人権相談	人権問題についての相談	毎週 金曜日	午後1時~4時	人権擁護委員	予約不要
行政相談	国の行政に関する苦情、意見・要望	第1•第3月曜日	午後1時~4時	行政相談委員	予約不要
労働相談 (予約制)	労働条件、社会保険、職場のハラスメント等 の問題についての相談	毎週 火曜日	午後1時~4時	社会保険労務士	産業労働課にお問い合 わせください。
消費生活相談	消費生活全般の商品やサービスのトラブルに関する相談  ***  **  **  **  **  **  **  **  **	毎週月~金曜日	午前9時~午後4時		予約不要

- ※1 予約開始日は、祝日等により前後する場合があります。詳しくは、市民相談情報課にお問い合わせください。
  ※2 相談日のうち、第〇〇曜日と記載されているものは、「その月の第〇回目の〇曜日」を指します。
- (例:第1・第3月曜日の場合は、その月の第1回目、第3回目の月曜日を指します。)
- ※3 相談日は祝日を除きます。また、相談時間は正午~午後1時を除きます。 ※4 市民相談室は、本庁舎4階です。

